

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 2 号 令和 6 年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 令和 6 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 2 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 86 号 令和 7 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 91 号 令和 7 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 97 号 岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 98 号 岩国市出張所設置条例の一部を改正する条例

議案第 104 号 GIGA スクール用端末の買入れについて

議案第 105 号 いこいと学びの交流テラス整備工事（A 工区）請負契約の一部変更について

以上 5 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願

請願第 3 号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

以上 2 件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の庁舎等管理費に関連し、

委員中から、本庁舎の駐車場に進入する際の安全対策等について質疑があり、

当局から、「駐車場警備の委託業者に対して、対策を講じるよう依頼し、業者からは全方位を確認しながら案内に努めるとの回答を得ている。また、駐車区画が狭いことや身体障害者用の駐車スペースに屋根がない等の御意見をいただいているが、駐車場の改修や新設には代替土地が必要となる。その中で、科学センター移転後の麻里布分室の土地を利用した改築や新たな駐車場の設置など、様々な検討を行っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「駐車場を新たに設置する場合、限られたスペースを有効利用できる立体駐車場などの最新式のものを取り入れていただきたいが、協議はどの程度進んでいるのか」との質疑があり、

当局から、「立体駐車場も含めて、状況に見合った適切な駐車場を探るため、現在、費用の試算や設置機材などの様々な情報収集を進めている。当面の事故防止については、警備員に対し、十分注意して案内するよう今後も徹底してまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本決算については、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和6年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定についての審査におきまして、錦帯橋費の一般管理費に関連し、

委員中から、「錦帯橋保存管理事業において、昨年、錦帯橋の強度試験や老朽調査を行っているが、それらの結果はどのようなであったか」との質疑があり、

当局から、「令和6年9月に実施した載荷試験の結果では、歩道橋としての安全性に問題はないとの結果が出ているが、同年12月に実施した老朽調査では、平成の架け替えから20年以上経過していることから、人が歩行する橋板の部分や手すりである高欄が、かなり腐朽が進んでいる状況であった」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「錦帯橋を世界遺産にするために、皆が大事にするという気持ちが必要である。岩国の宝として守っていくためには、老朽化は進んでいるけれども安全性は大丈夫で済ませるのではなく、ちょっとした老朽箇所でもすぐ直すべきではないのか」との質疑があり、

当局から、「今年度中に修復検討委員会を立ち上げて、大規模な修繕に向けて検討を進めていくこととしている」との答弁がありました。

次に、議案第104号 GIGAスクール用端末の買入れについての審査におきまして、委員中から、「この契約において、岩国市ふるさと産業振興条例を適用していない理由は何か」との質疑があり、

当局から、「端末の整備に当たっては、国のガイドラインで原則として都道府県単位での共同調達が行われている。共同調達に参加する必要があることとなる条件に該当しない状況で、本市で単独調達を行った場合、国の補助要件に該当しないことが確認されたため、共同調達による端末の整備とし、今回の随意契約となった」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「同じ時期に小学校も同様の端末を導入したと記憶しているが、今回はなぜ小学校は該当しないのか」との質疑があり、

当局から、「このたびの端末更新は、整備時期が集中することで需要過多による調達不足等が起こらないよう、更新時期を分けることが国のほうから求められているため、GIGAスクール用端末の第2期の更新については、令和2年度に整備した端末で、主に中学校の生徒用を令和7年度中に更新することとし、小学校の児童用については、令和8年度に整備する予定として進めている」との答弁がありました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。